

令和7年度

償却資産申告の手引き

日頃から、市税業務についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度分の償却資産の申告をしていただく時期がまいりました。これは、地方税法第383条（毎年1月1日現在、償却資産を所有されている方が、所有している資産の内容等必要な事項を、1月31日までに当該資産所在地の市町村に申告しなければならない）の規定によるものです。

つきましては、お手数ですが同封の申告用紙に所定事項を記入し、期限内に提出して下さるようお願いいたします。

〔注意事項〕

正当な理由なしに申告されなかった場合や、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条及び第386条等の規定により過料又は罰金等を科せられることがあります。

更に、このことによって生じる税額又は不足額については、法により延滞金が課せられますので、期限内に正しく申告してください。

なお、償却資産を所有していない方につきましても、「資産がない」旨の申告にご協力ください。

—— 緑につつまれ 友愛に満ちた 市民のまち ——

稲 城 市

1. 償却資産とは

固定資産税は土地や家屋のほか、事業用の償却資産にも課税されます。

償却資産とは、土地及び家屋以外の有形の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額な資産その他の政令で定める資産以外のものをいいます（これに類する資産で法人税又は所得税を課税されない方が所有されるものも含まれます。）。

2. 申告をしていただく方

令和7年1月1日現在、稲城市内で事業の用に供する償却資産を所有している個人又は法人（所有している償却資産を他に賃貸しているものも含まれます。）

3. 提出期限及び提出先

令和7年1月31日（金）

※期限間近になりますと受付が混雑しますので、なるべく1月17日（金）頃までに申告していただきますようご協力をお願いいたします。

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2 1 1 1 番地

稲城市役所 市民部課税課家屋係

〔市役所1F ⑦番窓口〕

TEL 042（378）2111（代表） 内線162・163

※お問合せもこちらまでお願いします。なお、平尾出張所・若葉台出張所では受付しておりません。ご了承ください。

※eLTAX（地方税ポータルシステム）からの申告も受け付けています。

詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

※「控」の返却について

申告書及び明細書の3枚目は、申告者の控用になっています。申告書を郵送されるときは、3枚目の「控用」をお手元に残していただき、1・2枚目をお送りください。

なお、郵送する場合で「控用」に市役所受付印を希望される方は、必ず返送先を明記し、切手を貼った封筒も同封してください。

4. 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することのできる資産ですが、次の資産も含みます。

- ① 福利厚生のに供するもの
- ② 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、令和7年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- ③ 遊休又は未稼働の償却資産であっても、令和7年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- ④ 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います。）
- ⑤ 家屋に施した建築設備や造作などのうち、償却資産として取り扱うもの
（4・5ページをご参照の上、該当する資産は構築物として申告してください。）
- ⑥ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別資産としているもの

※ご注意ください

耐用年数が経過し、所得計算に算入されなくなった資産も申告が必要です。

5. 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象にならないので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト）
- ② 無形固定資産（例：特許権、ソフトウェア）
- ③ 繰延資産
- ④ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ・取得価額が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ⑤ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

6. 業種別の主な償却資産

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・内部造作、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、自動販売機、舗装道路、ブラインド・カーテン等(注)、LAN設備、太陽光発電設備、その他
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他
印 刷 業	各種製版機、印刷機、断裁機、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車、発電機、その他
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場設備、その他
料 理 飲 食 店 業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、その他
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付きのものも含む）、日よけ、その他
理 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
医 （ 歯 ） 業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、その他
不 動 産 貸 付 業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、その他
駐 車 場 業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車場（ターンテーブルを含む）、駐車料金自動計算装置、舗装路面、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、その他
農 業	家屋として評価していない建物（物置、ビニールハウス、トイレ、テント等）、井戸、スプリンクラー、ネット、梨・ぶどう用棚、自走式農作業用機械（自動車税・軽自動車税の対象となっているものを除く）、はかり、梱包機、その他農業事業用の設備・機器

注）ブラインド等は、部屋単位で少額資産の判定をします。

7. 償却資産の種類と具体例

償却資産の申告の対象となるものの一例を以下に示します。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構 築 物	構 築 物	受・変電設備、予備電源設備、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔）、ゴルフ練習場設備等
	建物付属設備	建築設備、内装・内部造作等 ※次項の「建築設備における家屋と償却資産の区分」をご参照ください。
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、太陽光発電設備等
3	船 舶	ボート、釣船、貨物船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	自転車、リヤカー、フォークリフト、大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）等
6	工具・器具及び備品	パソコン、レジスター、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、理・美容機器、測定工具、作業工具、家具（机、椅子、応接セット）、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機、ゲーム機器、衝立、LAN設備等

8. 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。固定資産税の課税に当たっては、家屋と償却資産を分けて評価しています。

家屋の所有者と異なる者（賃借人等）が、貸しビルや貸店舗等に施工した内装、造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

家屋と設備の所有者が同一の場合であっても、次のものは償却資産として取り扱います。

- 独立した機器としての性格が強いもの（例：受・変電設備）
- 特定の生産業務の用に供されるもの（例：工場の動力源である電力設備）
- 単に移動を防止する程度に家屋につけられたもの（例：ルームエアコン）
（詳しくは、次ページの表をご覧ください。）

家屋と設備の所有者が同一の場合の区分について

設 備 等 の 内 容	償却資産	家屋
床、壁、天井仕上げ等		○
工場等の動力源である電気設備	◎	
ビル等の受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備	◎	
中央監視制御装置、電話交換機	◎	
電気設備（上記３項目に該当するものを除く）		○
冷凍倉庫の冷凍設備	◎	
ネオンサイン、スポットライト、投光機、水銀灯	◎	
屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管	◎	
給排水、衛生及びガス設備		○
冷暖房及び通風設備又はボイラー設備（工場等の生産設備を除く）		○
昇降機設備		○
消火、排煙、災害報知設備及び格納式避難設備		○
エアーカーテン、ドア自動開閉設備		○
金庫室の扉		○
店用簡易装置、間仕切り（簡易なものを除く）		○

設備の種類・分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電 気 設 備	受・変電設備	設備一式、配電盤
	太陽光発電設備	屋根上に設置しているもの 建材型ソーラーパネル
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備
	中央監視制御装置	装置一式
	電灯照明設備	屋外照明設備 屋内照明設備
	電力引き込み設備	引込開閉基盤
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器
	インターホン設備	インターホン機器
	電気時報設備	時計、配電盤等の装置・器具
	火災報知設備	屋外の装置 屋内の装置
給排水・ガス設備	特定の生産・業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
空調設備	ルームエアコン	家屋と一体化している設備
消火設備	消火器、ホース、ノズル	
厨房・洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備	サービス設備以外の設備
その他の特殊な設備	簡易間仕切り、カーテン・ブラインド、 文字看板、袖看板、広告塔、機械式駐 車設備、LAN設備等	

9. 税額の計算

① 評価額

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、資産一品ごとに1月1日現在の評価額を定率法で求めます。具体的には下表のとおりです。なお、評価額等の最低限度は、原則として取得価額の100分の5に相当する額です。

	評 価 額
前 年 中 に 取 得 し た 資 産	取 得 価 格 $\times (1 - \frac{\alpha}{2})$
前 年 前 に 取 得 し た 資 産	前 年 度 評 価 額 $\times (1 - \alpha)$

α ：耐用年数に応じた定率法による減価率

② 決定価格等

全資産の評価額が決定価格となります。

課税標準額は、決定価格の1,000円未満を切り捨てた額となります。ただし、課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は適用後の額、適用がない場合は決定価格がそのまま課税標準額となります。

③ 税率と税額

税率は100分の1.4です。

税額は、課税標準額 $\times$ 税率（1.4%）の100円未満を切り捨てた額です。

④ 免税点

課税標準額（全資産合計）が150万円未満の場合は、課税されません。

ただし、この場合でも申告はしなければなりません。

10. 計算例

次ページの表は税額計算の一例です。なお、実際の評価計算は、電算システムで行いますので、申告の際に算出する必要はありません。また、この例では（ ）内の端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入しています。

【令和 6 年度】

資産名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評 価 額
エアコン	R 5.2	500,000 円	6 年	0.319	$500,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319 \div 2) = 420,000 \text{ 円}$
看 板	R 5.2	1,600,000 円	3 年	0.536	$1,600,000 \text{ 円} \times (1 - 0.536 \div 2) = 1,171,200 \text{ 円}$
合 計					1,591,200 円

決定価格	評価額と同じ	1,591,200 円
課税標準額	決定価格の1,000円未満を切捨て	1,591,000 円
税 額	課税標準額×税率（1.4％）の100円未満を切捨て	22,200 円

【令和 7 年度】

資産名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評 価 額
エアコン	R 5.2	500,000 円	6 年	0.319	$420,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319) = 286,020 \text{ 円}$
看 板	R 5.2	1,600,000 円	3 年	0.536	$1,171,200 \text{ 円} \times (1 - 0.536) = 543,436 \text{ 円}$
舗装路面	R 6.9	2,700,000 円	15年	0.142	$2,700,000 \text{ 円} \times (1 - 0.142 \div 2) = 2,508,300 \text{ 円}$
合 計					3,337,756 円

決定価格	評価額と同じ	3,337,756 円
課税標準額	決定価格の1,000円未満を切捨て	3,337,000 円
税 額	課税標準額×税率（1.4％）の100円未満を切捨て	46,700 円

償却資産減価残存率表

耐用 年数	減価率 α	取得時期		耐用 年数	減価率 α	取得時期	
		前年中 $(1 - \frac{\alpha}{2})$	前年前 $(1 - \alpha)$			前年中 $(1 - \frac{\alpha}{2})$	前年前 $(1 - \alpha)$
年				年			
2	0.684	0.658	0.316	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	31	0.072	0.964	0.928
8	0.250	0.875	0.750	32	0.069	0.965	0.931
9	0.226	0.887	0.774	33	0.067	0.966	0.933
10	0.206	0.897	0.794	34	0.066	0.967	0.934
11	0.189	0.905	0.811	35	0.064	0.968	0.936
12	0.175	0.912	0.825	36	0.062	0.969	0.938
13	0.162	0.919	0.838	37	0.060	0.970	0.940
14	0.152	0.924	0.848	38	0.059	0.970	0.941
15	0.142	0.929	0.858	39	0.057	0.971	0.943
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
17	0.127	0.936	0.873	41	0.055	0.972	0.945
18	0.120	0.940	0.880	42	0.053	0.973	0.947
19	0.114	0.943	0.886	43	0.052	0.974	0.948
20	0.109	0.945	0.891	44	0.051	0.974	0.949
21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950
22	0.099	0.950	0.901	46	0.049	0.975	0.951
23	0.095	0.952	0.905	47	0.048	0.976	0.952
24	0.092	0.954	0.908	48	0.047	0.976	0.953
25	0.088	0.956	0.912	49	0.046	0.977	0.954
				50	0.045	0.977	0.955

(注) 1 減価率 (α) は、耐用年数に応ずる率である。

2 「前年中 ($1 - \frac{\alpha}{2}$)」欄の率は $\frac{\alpha}{2}$ の計算をして得た数値 (小数点以下第4位を四捨五入) を1から控除したものである。

11. 課税台帳の閲覧制度

固定資産課税台帳には、固定資産の所有者や価格等が登録されています。
所有者その他固定資産税の納税義務がある方等は、ご自身の課税台帳の登録内容を確認していただくことができます。

閲覧期間は、4月1日から第1期納期限までを予定しています（ただし、休日開庁日以外の土・日曜日・祝祭日を除きます。）。

12. 国税との主な違い

項 目	固定資産税(償却資産) [地方税法の取扱い]	法人税・所得税 [国税の取扱い]
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として定率法	定率法、定額法等を選択
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。
改良費の評価方法	改良費は区分して評価	改良費は合算して評価

提出書類・記入の方法(12～14ページの記入例もご覧ください)

申告書(第26号様式)と明細書(第26号様式別表1、別表2)により申告してください。償却資産を全くお持ちでない方を除き、申告書と明細書(別表1)の両方をご提出いただき、減少資産のある方は別表2もご提出ください。

①申告書(第26号様式)

全員提出してください。なお、転出・廃業等をされた方は、「18備考」の記入をお願いします。

住所、氏名等、あらかじめ印字してある箇所を確認し、必要があれば訂正・補足等を行い、その他必要事項を記入してください。

②明細書(第26号様式別表1、別表2)

別表1に令和6年1月1日現在の資産を表示してありますので、内容を確認してください。資産の増加、資産内容の修正等は、この明細書で行っていただきます。また、全部又は一部減少(数量の減少、取得価額の減額)があった資産については、別表2により申告してください。詳しい記入方法は、次ページの「明細書の記入のしかた」をご覧ください。

償却資産を全くお持ちでない方は、明細書提出の必要はありません。

今年初めて申告をされる方	
償却資産申告書 (第26号様式)	必要事項を記入してください。 ※所有者コードの記入は必要ありません。
償却資産種類別明細書 (第26号様式別表1)	令和7年1月1日現在で事業に使用している <u>全資産</u> を1行目から連続して個別に記入してください。その際、 <u>資産の種類番号(1～6)</u> ごとに <u>取得年月の早い順番</u> に記入してください。

会社専用の電算用紙で申告する場合	
* <u>稲城市における所有者コード(50で始まる8桁の番号)</u> を必ず記入してください(今年初めて申告される方を除く。)	

明細書の記入のしかた

以 前 から 申 告 を さ れ て い る 方		
資産の内容を修正する場合	別表1 記入例 (1)	資産の名称・数量等修正する部分を「1本線」で消し、その上に正しい名称・数量等を記入してください。
増加資産（注1）や申告漏れ資産（注3）がある場合	別表1 記入例 (2)	印字されている資産明細の最終行の後に続けて、増加資産・申告漏れ資産を個別に記入してください。申告漏れの場合には右端摘要欄に「申告漏れ」と記入します。その際、資産の種類番号（1～6）ごとに <u>取得年月の早い順番</u> に記入してください。
減少資産（注2）がある場合	別表2 記入例 (3)	〔全部減少〕 該当する行をそのまま転記してください。減少事由のいずれかを○で囲み、減少区分の1を○で囲みます。
	別表2 記入例 (4)	〔一部減少〕 印刷済みの別表1より、該当する行を転記しますが、数量、取得価額は、減少した数量、減少した金額をご記入ください（残存する数量や取得価額を書かないようにご注意ください。）。資産の名称等に修正があるときは併せて修正してください。減少区分の2を○で囲んでください。

資産に移動がない場合、転出・廃業等をされた場合	申告書 記入例 (18.備考)	明細書の記入は必要ありませんが、申告書中の「18備考」のいずれかを○で囲ってください。 転出、廃業等の場合は事由の発生した年月日も記入してください。
-------------------------	-----------------------	---

（注1）令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に取得した資産

（注2）令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に減少した資産
「除却」の場合も減少となります。

（注3）令和6年1月1日以前に取得した資産で今まで申告がされていない資産

*** 提出していただいた申告書・明細書がそのままコンピューターの入力用紙になります。正しく課税するため、誤りや漏れのないよう、正確な記入をお願いいたします。**

令和 7 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

令和 7 年 1 月 18 日
稲城市長 殿

提出の日付を記入してください。

1.2. 住所・氏名(社名)等を記入してください。すでに記入されている方で、変更や誤り等がある場合は訂正してその上部に記入してください。

4.事業種目を具体的に記入してください。
5.稲城市での事業の開始年月を記入してください。

6.この申告についてお尋ねする場合がありますので氏名を記入してください。

3.マイナンバーを記入してください。

※所有者コード
50099999

第二十六号様式(提出用)

所有者
1 住所 (ふりがな)
(又は納税通知書送付先)
→稲城市東長沼2111番地
(電話 042-378-2111)
2 氏名 (ふりがな)
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
→株式会社 稲城食品 株式会社
(屋号レストラン稲城)

3 個人番号又は法人番号
4 事業種目 (資本金等の額)
飲食業 (5 百万円)
5 事業開始年月
平成11年3月
6 この申告に該当する者の氏名
稲城太郎 (電話 042-378-2111)
7 税理士等の氏名
税理士 稲城一郎 (電話 042-378-2120)

8 短縮耐用年数の承認 有・無
9 増加償却の届出 有・無
10 非課税該当資産 有・無
11 課税標準の特例 有・無
12 特別償却又は圧縮記帳 有・無
13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法
14 青色申告 有・無

資産の種類	取得価額				減価償却累計額				計(イ)-(ロ)+(ハ)-(ニ)							
	前年前に取得したもの(イ)		前年中に減少したもの(ロ)		前年中に取得したもの(ハ)		前年中に償却したもの(ニ)									
1 構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
2 機械及び装置																
3 船舶																
4 航空機																
5 車両及び運搬具																
6 工具、器具及び備品																
7 合計																

※稲城市使用欄			資産の種類	評価額(ホ)				決定価格(ヘ)				課税標準額(ト)				
番号確認	身元確認	代理権確認		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
			1 構築物													
			2 機械及び装置													
			3 船舶													
			4 航空機													
			5 車両及び運搬具													
			6 工具、器具及び備品													
			7 合計													

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
① 稲城市東長沼2111番地
② 稲城市平尾1丁目20番地の5
③ 貸主の名称等
稲城リース(株)
042-378-2127

16 借用資産 有・無
稲城リース(株)
042-378-2127

17 事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家

18 備考(添付書類等)
令和6年8月8日 転居
法人名誤り
(1)該当なし (2)資産の増減なし
(3)事業廃止等
令和6年10月31日
廃業・2 転出・3 譲渡・4 その他

『50』で始まる8桁の数字です。

8.9.10.11.12.13.14.正しい方を○で囲んでください。

7.この申告書の作成にあたり税理士等が関与した場合は記入してください。

15.市内の事業所の所在地を記入してください。

16.リース資産のある場合は記入してください。

17.該当する方を○で囲んでください。

18.その他、この申告に必要なことを記入してください。

18.(3)廃業等・異動があった場合に、記入してください。

記入例

☆この用紙は全員(転出・廃業された方も含む)提出してください。

☆資産に増減がなかった方は「18備考」の「(2)資産の増減なし」を○で囲ってください。

(ホ)、(ヘ)、(ト)
普通申告(一品ずつの申告)の場合は、記入の必要はありません。
電算申告(合計申告)の場合は、必ず記入してください。

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)
種類別明細書に記入した増加分減少分についてそれぞれの欄に種類ごとの数値を記入し、令和7年1月1日現在、市内に所有する全ての償却資産の合計が計(ニ)の欄に集計されるように記入してください。(イ)-(ロ)+(ハ)=(ニ)となります。

-12-

別表 1

資産の種類

構 築 物 1
機械及び装置 2
船 舶 3
航 空 機 4
車両・運搬具 5
工具器具備品 6

必ず記入してください。

年号

昭和..... 3
平成..... 4
令和..... 5

資産の取得に要した輸送費・
据付費・運送手数料等があれば、
これらを加えた額を記入
してください。

必ず記入してください。

増加事由

新品取得..... 1
中古取得..... 2
移動受入..... 3
そ の 他..... 4

令和 7 年度

※ 所 有 者 コ ー ド ※
5 0 0 9 9 9 9 9

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所 有 者 名
株式会社 稲城食品 株式会社

枚のうち
枚 目

行 番 号	資産 の 種 類	資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月		取得価額 (イ) 十億 百万 千 円	耐用 年数	減価 残存率 (ロ)	価 額 (ハ) 十億 百万 千 円	課税標準の特例 ※ 率 コード		課税標準額 ※ 十億 百万 千 円	増加 事由	摘要
					年 号	年 月									
01	1	1	ナイスウコウジ	1	4	12 3	2000000	1	0					1・2 3・4	
02	1	2	ショクサイホカ ガイコウコウジ	1	4	13 2	1000000	1	5					1・2 3・4	
03	2	3	パンセイゾウ セツビ	1	4	12 3	500000	1	0					1・2 3・4	
04	6	4	レイゾウヨ 冷凍冷蔵庫	1	4	12 2	100000	6	0					1・2 3・4	省令改正 10年
05	6	5	テーブル	5	4	12 2	150000	5	0					1・2 3・4	
06	6	6	クーラー	1	4	12 2	50000	5	0					1・2 3・4	耐用年数 訂正
07	6	7	イス	20	4	12 3	100000	5	0					1・2 3・4	
08	/	/	看板	1	5	5 2	160000	3	0					2 3・4	申告漏れ
09	/	/	舗装路面	1	5	6 9	2700000	15	0					2 3・4	申告漏れ
10	6	6	エアコン	1	5	5 2	500782	6	0					1・2 3・4	申告漏れ
11									0					1・2 3・4	
12									0					1・2 3・4	
13									0					1・2 3・4	
14									0					1・2 3・4	
15									0					1・2 3・4	
16									0					1・2 3・4	
17									0					1・2 3・4	
18									0					1・2 3・4	
小 計															

左端から20字以内で記入してください(漢字可)。

合計額が申告書(ハ)の合計と一致します。

第二十六号様式別表一(提出用)

※ 令和6年度までの申告で未修正の方のみ

耐用年数省令の改正による場合は、摘要欄に「省令改正」とご記入の上、改正後の耐用年数を記入してください。

耐用年数を訂正したときは摘要欄に事由を記入してください。

☆この用紙は申告書(第二十六号様式)と一緒に提出してください。

記入例

☆資産の移動がない場合は、何も記入せずそのまま提出してください。

☆6年1月1日現在の資産を表示してあります。増加、修正の資産の異動申告は全てこの用紙を使います。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

別表 2

資産の種類
構 築 物 1
機械及び装置 2
船 舶 3
航 空 機 4
車両・運搬具 5
工具器具備品 6

令和 7 年度

所有者コード
50099999

種類別明細書(減少資産用)

年号
昭和..... 3
平成..... 4
令和..... 5

取得価額は、減少した金額を記入してください。資産の一部が減少した場合は、減少した金額を記入し、残存取得価額を記入しないようご注意ください。

一部減少の場合は、必ず記入してください。

番号を○で囲んでください。

減少事由
売却... 1
減失... 2
移動... 3
その他... 4

減少区分
全部減少..... 1
一部減少..... 2

記入例

☆減少、一部減少の資産の異動申告は全てこの用紙を使います。
☆この用紙は申告書（第二十六号様式）と一緒に提出してください。

行 番 号	資 産 の 種 類	抹消コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月		取 得 価 額		耐用 年 数	申告 年 度	減少の事由及び区分				摘 要
					年 号	年 月	十 億	百 万			千 円	円	1 売却 3 移動	2 減失 4 その他	
01	6	67-3-			1	4	12	2		50000	6	1・2・3・4	1・2		
02	6	712			4	4	12	3		20000	5	1・2・3・4	1・2	20脚中、4脚減失	
03												1・2・3・4	1・2		
04												1・2・3・4	1・2		
05												1・2・3・4	1・2		
06												1・2・3・4	1・2		
07												1・2・3・4	1・2		
08												1・2・3・4	1・2		
09												1・2・3・4	1・2		
10												1・2・3・4	1・2		
11												1・2・3・4	1・2		
12												1・2・3・4	1・2		
13												1・2・3・4	1・2		
14												1・2・3・4	1・2		
15												1・2・3・4	1・2		
16												1・2・3・4	1・2		
17												1・2・3・4	1・2		
18												1・2・3・4	1・2		
小 計										70000					

数量は、減少した数量を記入してください。
例 20脚→16脚＝4脚
数量には「4」を記入します。

合計額が申告書（口）の合計と一致します。

市役所への郵便料金を負担します

右記の様式を切り取り、長3封筒に貼り付けると、切手不要で市役所に郵送できます(コピー可、拡大・縮小不可)。

有効期限は令和7年3月31日です。

実線を切り取って使用してください。



料金受取人払郵便

多摩局
承認

133

差出有効期間
令和7年3月
31日まで
切手を貼らずに
お出しください

定型郵便物

稲城市役所

市民部課税課家屋係 御中

東京都稲城市東長沼2-1-1



長3封筒(定型)横120mm×縦235mm用

郵便料金を負担します(市役所への郵送手続き)

感染症等の対策として、市役所窓口の混雑緩和のために、郵送可能な手続きに要する郵便料金を、市が負担します。

上記の様式を切り取り、封筒に貼り付けると、切手不要で市役所に郵送できます(コピーして何度でも利用可、拡大・縮小不可)。市民の方のみ利用できます。

郵送で行える手続き等の詳細は市HPをご覧ください。

▷有効期限 令和7年3月31日

※償却資産申告書を郵送する際にお使いください。

※償却資産申告書は、折り畳んで郵送しても構いません。

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2-1-1 1番地

稲城市役所 市民部課税課家屋係

〔市役所1F ⑦番窓口〕

TEL 042 (378) 2111 (代表) 内線162・163